

(別紙2)

医師・薬剤師・看護師等勤務従事者名簿記載方法

- 1 同資格者ごとにまとめて記載すること。他の資格者を続けて記載する場合には、1～2行あけてから記入すること。
- 2 「番号」は資格ごとにつけること。
- 3 「免許」が都道府県知事免許の場合（准看護師等）には、免許番号の前にその交付都道府県名を記載すること。
- 4 「区分」欄は、いずれかを○で囲むこと。
- 5 「担当科名」は、千葉県病院名簿に記載されている「診療科名等略号表」に従い、略号を記入すること。
- 6 「勤務曜日」は、「毎週月～金」、「隔週、火・木」、「月1回、第一月曜」等の例により記載すること。
- 7 「勤務時間」は、「9:00～17:00」のように24時間制で記載すること。
夜勤の場合は、「17:00～翌9:00」のように記載することとなるが、勤務体制により次の例により記載すること。
 - (1) 病院が、当直体制（仮眠時間を含む勤務体制で病院内に拘束されている勤務体制）により運営されている時間に勤務する非常勤医師については、その当直勤務時間の前に当を付し、「当17:00～翌9:00」といったように記載すること。
 - (2) オンコールなどの体制（病院外に出ることを前提としてるもの）で病院に実際に勤務していない非常勤医師については、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類（出勤簿等）が病院で整理されている場合、その時間の前にオを付し「オ17:00～翌9:00」といったように記載すること。
 - (3) 交替制勤務などにより通常と同様の診療体制を採っている場合（例：夜間の外来診療や救急救命センター）、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師については、その勤務時間の前に交を付し、「交17:00～翌9:00」といったように記載すること。
- 8 「一週間の勤務時間数 a」には、当該者の一週間の合計勤務時間数を記載すること。
なお、7（1）の当直勤務の場合には、当該当直勤務の時間の1/2を勤務時間として算定し、7（2）のオンコール等の体制による時間は、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類が整えられている場合のみ勤務時間を算定すること。

9 「常勤者の週間勤務時間数 b」には、病院に勤務する当該職種の常勤者の一週間の合計勤務時間数を記載すること。

なお、非常勤医師の b 欄の記載については、当該病院の常勤者の勤務時間が 32 時間未満と定められている場合、32 時間として取扱うこと。（実施要綱第 4 表検査基準表の別紙「常勤医師等の取扱いについて」参照）

10 「a / b」欄の記入方法は、「常勤医師」については 1.0 であり、「非常勤医師が複数いる場合」は、非常勤医師全員の 1 週間の勤務時間を積み上げたうえで、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算し、端数が生じる場合にはそのまま記載すること。（1 週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間をしているものとして計算するものとする。）

（例）

常勤医師・・・5 名（週 36 時間勤務）

非常勤医師・・・（週 36 時間勤務により常勤換算）

A 医師週 5.5 時間、B 医師週 8 時間、C 医師週 16 時間、D 医師週 20 時間

$A + B + C + D = 49.5$ 時間 $49.5 \text{ 時間} / 36 \text{ 時間} = 1.375$

実人員： $5 + 1.375 = 6.375$ 人

11 医師以外の他の従業者の「a / b」欄は、「常勤の従業者」については 1.0 であり、「非常勤の他の従業者が複数いる場合」は、個人毎に行うのではなく非常勤の従業者全員の換算後値を積み上げた後、小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位までとする。（一人の従業者について換算後の数値が 1 を超える場合は、1 とする。）

（例）

A 従業者 0.04…、B 従業者 0.19…、C 従業者 1.05…→1

$A + B + C = 1.23… \rightarrow 1.2$

12 それぞれの資格ごとの最後の行に続けて、「a / b」欄の合計数（換算数）を記入すること。